

太陽光発電パネル 蓄電池 V2H充放電設備

新庄市

補助金最大

32万円

国県補助金併用可能

太陽光発電設備などを新たに導入したご家庭に、設置費用の一部を補助します。

○応募要件等

- ・補助額：導入設備ごとに最大10～12万円
- ・対象者：市内のご家庭（事業所は対象外）

（詳細は裏面または市HPをご覧ください）



ネット検索：「新庄市 太陽光 補助金」

○補助上限額

…太陽光：12万円、蓄電池・V2H：各10万円

○令和8年度当初予算：980,000円

○補助対象者・補助対象設備など各種条件あり

○市予算の範囲内での補助となることに留意

○お問い合わせ先

新庄市環境エネルギー課

Tel：0233-29-5826（直通）

Mail：kankyou@city.shinjo.yamagata.jp

新庄市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金

市では、太陽光発電設備等の導入を支援し、地球温暖化の防止に寄与するため、太陽光発電設備等を設置した方に補助金を交付します。

(1)補助対象となる設備

補助対象となる設備は以下のとおりです。

●補助対象設備及び要件

No.	設備名称	要件
1.	太陽光発電設備	市内において、自らが居住(または居住する予定)である家屋等に設置するもの ※店舗兼住宅の場合は、延べ床面積の 1/2 以上が居住スペースであること ※初期費用0円モデルやリースによる設置は不可
		太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器及び発生電力量計を基本とすること
		太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うものであること
		太陽電池モジュールが日本産業規格JISC8918 又はJISC8939 に定められた性能を満たすものであること
		未使用品であること
2.	蓄電池設備	太陽光発電設備に接続するために、新たに固定し、設置するものであること
		再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであること
		公称の蓄電容量が1.0キロワット時以上の蓄電池で構成されていること
		未使用品であること
3.	V2H充電設備	電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドラインV2H DC版」に基づく検定(CHAdemo V2H protocol 認証)に合格しているもの、若しくは、これと同程度の水準を持つものであること
		補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は既設の太陽光発電設備に接続するために、新たに固定し、設置するものであること
		未使用品であること

(2)補助金額等

補助金額は以下のとおりとなります。

- ・補助対象となる経費…購入経費及び設置経費(個人で設置作業は未想定)
- ・補助金額 …以下の3区分による積算額の合計額が補助金額となります

区分	補助金額
太陽光	○補助上限:12万円 ○補助金の計算方法: 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかの合計値の小さい値(キロワット表示で小数第2位以下を切り捨て、4.0 キロワットを上限)に 30,000 円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額
蓄電池	○補助上限:10万円 ○補助金の計算方法: 蓄電池容量(小数第2位以下切り捨て、5.0 キロワット時を上限。)に 20,000 円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額
V2H	○補助上限:10万円 ○補助金の計算方法: 機器の設置に直接必要な経費に6分の1を乗じて得た額(1,000 円未満切り捨て)又は 100,000 円のいずれか低い額

※算出に用いる設置工事費:設備の料金と工事費の合計(税込)

(3)補助対象者

以下の要件を全て満たす方が補助対象者となります。

NO.	要件
1.	個人であること(企業・事業所は不可)
2.	本市に住所を有し、又は有することとなる者 [*] であること
3.	申請者及びその世帯員が市税等の滞納がない者であること
4.	住宅用太陽光発電システム等について、本市の補助金の交付を受けていない者であること

※本市に住所を有することとなる者:市内に新築住宅を建築し市外から転居する者を想定

(4)申請の流れ

補助金の申請にかかる手順は以下のとおりです。

NO.	手順	内容
1.	購入相談	・販売業者などに、設備の購入相談を行います ※補助要件を満たす機器をご購入いただく必要があるため、相談時に、本市の補助金を活用したい旨もお伝えいただくとスムーズです
2.	補助金の申請 (交付申請)	・購入前に補助申請を行います(購入後の申請は不可) ・提出物:様式第1～2号(必要書類を添付のこと)
3.	機器の購入・設置	・市から「交付決定通知書」が届きます ・通知が到着した後に、機器の購入を行います
4.	実績報告の申請	・購入後に、実績報告の申請を行います ・提出物:様式第3号(必要書類を添付のこと)
5.	補助金の請求	・市から「交付額確定通知書」が届きます ・通知が到着した後に、補助金の請求をします ・提出物:様式第4号(必要書類を添付のこと)
6.	補助金の支払い	・市から口座に補助金が振り込まれます。

【併用可能な補助金】山形県「やまがた未来くるエネルギー補助金」

山形県においても、蓄電池設備の導入に対して補助金を支給しています。
新庄市の補助金と併用が可能なため、購入を検討している方はぜひ活用をご検討ください。

※市補助金の申請書は下記の

市 HP から
ダウンロード
してください



○お問い合わせ先
新庄市環境エネルギー課
TEL:0233-29-5826(直通)
Mail:kankyous@city.shinjo.yamagata.jp